

北海道立北見体育センター

トレーニング室回数券の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るトレーニング室の臨時休館（令和2年2月29日～令和2年7月6日）に伴い、有効期限が令和2年2月29日以降のトレーニング室回数券をお持ちの方には、当初の有効期限を5ヶ月延長する対応をさせていただいておりましたが、ご希望の方には料金を還付することといたしました。

既に有効期限を5ヶ月延長している場合についても、ご希望の場合は、券の残分に応じて還付をいたします。

なお、令和2年7月7日のトレーニング室再開以降に購入された回数券につきましては、有効期限の延長や還付の対象にはなりません。

還付の要領については、次のとおりです。

【還付手続要領等】

- 1 お電話または窓口にて還付の申込をしてください。
*高校生については、保護者の代理も可能です。
- 2 改めまして当方よりご連絡をいたします。
その際、還付金をお渡しする日程等についてご相談させていただきます。
- 3 北海道立北見体育センターの窓口にて、還付金をお渡しいたします。
その際、お持ちの回数券と印鑑をご持参願います。
- 4 還付金額
(一般) 残数1枚につき、410円×枚数分
未使用の場合は、5,000円
(高校生) 残数1枚につき、200円×枚数分
未使用の場合は、2,500円
- 5 還付受付期限
令和2年12月24日(木)
- 6 申込先・受け取り先
公益財団法人北見市スポーツ協会
TEL 0157-23-3131
〒090-0061 北見市東陵町27番地 北海道立北見体育センター